

第70回原子力委員会臨時会議議事録（案）

1. 日 時 1998年12月11日（金）10:30～11:00
2. 場 所 委員会会議室
3. 出席者 藤家委員長代理、依田委員、木元委員
 （事務局等）科学技術庁
 原子力局
 政策課 坂田政策課長、深瀬、北郷、粕谷
 原子力調査室 森本室長、板倉、村上、池亀
 成蹊大学 谷川名誉教授（原子力損害賠償制度専門部会部会長）
 吉鋪専門委員
4. 議 題
 （1）原子力損害賠償制度専門部会報告書について
 （2）その他
5. 配布資料
 資料1-1 原子力損害賠償制度専門部会報告書のポイント
 資料1-2 原子力損害賠償制度専門部会報告書
 資料1-3 「原子力損害賠償制度専門部会報告書（案）」（平成10年10月8日原子力損害賠償制度専門部会）に対するご意見と回答
 資料1-4 「原子力損害賠償制度専門部会報告書（案）」（平成10年10月8日原子力損害賠償制度専門部会）に寄せられたご意見
 資料1-5 第5回原子力損害賠償制度専門部会議事要旨（案）
 資料2 第69回原子力委員会定例会議議事録（案）
6. 審議事項
 （1）原子力損害賠償制度専門部会報告書について
 標記の件について、事務局より資料1-5に基づき、これまでの経緯について説明があったのち、報告書の内容について、谷川部会長より資料1-1、資料1-2、資料1-3、資料1-4に基づき説明があった。これに対し、
 ・こういった話は一般の人には見えにくい。今回報告書が出されたことを機に、これだけやっているということを一般の人にもっと見えるようにした方が良いのでは。
 （谷川部会長）法律の専門家でも、この分野には親しんでいない。今回は国民への意見募集というステップを踏んでいるが、「これだけのことをやっている」といったPRを過度に行うと、かえってそんなに危険なのかと受け取られる可能性がある。
 ・原子力発電所での防災訓練などでもそのようなことがあるが、そこを乗り

越えて、国民へ分かりやすく伝えて欲しい。

- ・賠償請求権の除斥期間について、現行の20年というのは短いのか。

(谷川部会長) 原賠制度における除斥期間については、保険技術の問題で10年が国際水準とされてきた。ウィーン条約の改正議定書は30年となったが、国内法については、従来から、ヨーロッパでは30年が一般的で、日本の20年は特殊例。おそらく一般民事法の規定に合わせたものと考えられるが、なぜ30年かという問題を説明するのは難しい。

- ・フランスの除斥期間は10年だが。

(谷川部会長) バリ条約で10年となっているのを受けたもの。仏の一般民事法の除斥期間は30年になっている。

- ・グローバル化が進む中、21世紀にはアジア地域の原子力利用が飛躍的に伸びることが予想されること、あるいは国内メーカーが海外へ進出するときに必要ともなることを考えれば、大変重要な法律であり、委員会としてもこの報告書を受けて、考え方をまとめた。

との質疑応答及び委員の発言があり、本件については、引き続き審議をすることとした。

(2) 議事録の確認

事務局作成の資料2第69回原子力委員会定例会議議事録(案)が了承された。